

令和6年2月15日

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

小塚重男

一宮市上下水道部管理規程第2号

一宮市水道事業等契約規程の一部を改正する規程

一宮市水道事業等契約規程(昭和55年一宮市水道部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(随意契約)</p> <p>第1条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約あつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 令第21条の14第1項第3号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 令第21条の14第1項第4号の規定により管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(入札保証金及び契約保証金)</p> <p>第2条 令第21条の15の規定により管理規程で定める入札保証金及び契約保証金の額は、次の各号に掲げる保証金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(契約の手続)</p> <p>第3条 前2条に定めるもののほか、上下水道部における契約及び競争入札に参加する者に必要な資格、審査及び格付については、それぞれ次の規則等の規定を準用する。この場合において、これらの規則等の規定中「市長」</p>	<p>(随意契約)</p> <p>第1条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の13第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約あつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない場合とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 令第21条の13第1項第3号の管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 令第21条の13第1項第4号の規定により管理規程で定める手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(入札保証金及び契約保証金)</p> <p>第2条 令第21条の14の規定により管理規程で定める入札保証金及び契約保証金の額は、次の各号に掲げる保証金の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(契約の手続)</p> <p>第3条 略</p>

とあるのは、「水道事業等管理者」と読み替えるものとする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約については、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第1項後段の規定により、監督又は検査について賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については水道事業等管理者が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。

(2)・(3) 略

(1) 売買、貸借、請負その他の契約については、一宮市契約規則(昭和50年一宮市規則第16号)。ただし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第1項後段の規定により、監督又は検査について賠償の責めを負う職員の範囲は、工事については水道事業等管理者が別に定める監督員、検査員及び立会人とし、物品については契約担当課長とする。

(2)・(3) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。